

建設経済の最新情報ファイル
RICE monthly
RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 76

95 6

CONTENTS

I. ロシアの最新動向（その2）	1
II. フィリピンの建設産業	6
III. 円高及び阪神大震災の建設経済への影響	10
IV. 米国の雑誌から	15
V. 米国事務所から	17
—法案審議の状況—		



RICE

財団
法人 建設経済研究所

〒105 東京都港区虎ノ門四丁目3番9号

住友新虎ノ門ビル7F

TEL 03-3433-5011

FAX 03-3433-5239

保存用

翌92年1月には価格の自由化を実施したが、賃金を物価にスライドさせたためハイパーインフレーションが発生。さらに92年10月には国営企業の民営化を開始、額面1万ルーブルの民営化小切手（クーポン）を一定年齢以上の全ロシア国民に無償で支給。これにより国営企業の株式を購入できるものとした。しかしこの小切手そのものを売買することに制限を設けなかったため、通貨の大量発行と同様の結果となり、ハイパーインフレーションの原因となつた。

また旧共産党勢力や国営企業の幹部などの保守派には、改革への根強い反発があり、最高議会において急進的改革派と段階的改革派の政治的闘争が激化した。この政治闘争が経済改革に大きな影響を与えた。反エリツィン派（すなわち急進的改革に反対する段階的改革派）が多数を占める最高会議が管轄する中央銀行は、政府の緊縮財政政策に反して国営企業に無利子ないしは低利子の融資を実施した。このためエリツィンの緊縮財政政策が完全にしり抜けになってしまった。

92年末にはガイダルが解任され中間派のチェルノムイルジン首相が就任して以来改革派の勢力は衰え、93年12月の議会選挙後の組閣ではガイダルのほかヨードロフ副首相兼蔵相も閣外に出され、新内閣では稳健派経済改革が台頭することとなった。

そのため急進改革を標榜してきたエリツィンは議会で多数派を得られず、今後の経済政策の一貫性の不安材料となっている。

2. 体制転換と私有化について（ロシアを中心に）

(1) 体制転換とは

体制転換はいうまでもなく、社会主义体制から資本主義体制への移行を指すが、その方向性・方法（政策）には、各国の固有の条件によってさまざまな形態が存在する。

ここでいう体制転換の方向性は、できるだけ早急に転換を目指す急進的改革（ショックセラピーまたはビッグバンといわれている）と、社会の摩擦ができるだけ最小限にする段階的改革とに大別できる。

89年の東欧革命の時期には、アメリカやIMFの影響力、さらには社会主义への反発から一挙に体制を転換するショックセラピーの導入の機運が旧社会主义諸国に広がった。

こうした背景から、ポーランド・旧チェコ＝スロヴァキア・ロシアではI

M F 主導でショックセラピーが導入された。しかし、ショックセラピーは、数十年間社会主義体制にどっぷりつかった社会・企業・人々を一挙に厳しい資本主義体制に移行するわけであり、小学生に大学受験をさせるようなものである。利潤を考えたことのない人々に、その重要性の自覚と利潤獲得能力が、一夜にして開花するのであろうか。流行として導入されたショックセラピーが当初から専門家の間で疑問視されたのは、こうした理由からである。

東欧革命から 6 年、ロシア 8 月革命から 4 年経ていかに短期間に体制転換することが困難であるかが実際各諸国の反応から明らかになりつつある。

池本氏の話によると、ポーランドやロシアでは 1 年前後でショックセラピーが破綻してしまい、唯一チェコ＝スロヴァキアだけが現在に至るまで急進的改革が続けられている国である。現在体制転換を目指している国の方針を分類すると、最初から段階的改革を目指したハンガリー・ブルガリア・ルーマニア・ウクライナ・ウズベキスタン・カザフスタン・バルト諸国、当初はショックセラピーを目指したものその後に段階的改革に方向転換したロシア・ポーランド・最後にショックセラピーを一貫して実施しているチェコ（スロヴァキアは 92 年に分離後、段階的改革を目指している）の 3 つに分類できる。

旧社会主義諸国の体制転換の方法の違い

当初から一貫して 急進的改革の国	急進的改革から 段階的改革に移行した国	当初から一貫して 段階的改革の国
チェコ＝スロヴァキア	ロシア ポーランド スロヴァキア	ハンガリー ブルガリア ルーマニア ウクライナ バルト諸国 他

ロシアでは急進的改革を目指したガイダル蔵相は 93 年に早々と更迭され、段階的改革に転換している。現在の切尔ノムイルジン首相は、旧体制下の官僚である。しかし急進的改革から段階的改革へ転換したからといって、改革がうまくいくとは限らない。ロシアをはじめ旧ソ連諸国の経済破綻は続いている。先の例えで言えば、何年かけても大学に入れるとは限らないのと同

じだ。それでは改革の最大の問題は何なのであろう。

(2) 体制転換と私有化

急進的改革あれ段階的改革あれ、改革で最大の課題は国営企業の私有化である。社会主義体制と資本主義体制の基本的な相違点は、生産手段が国有であるか私有であるかだ。第2次大戦後東欧諸国や旧ソ連で、共産党政権（社会主義体制）が成立した際、国じゅうの工場や企業・農場が国有化された。企業家は不要とされ、各企業は国家計画に従って生産しただけであった。そこには、企業間競争も技術革新も無く、従業員に至っては、いくら働いても働かない労働者と同一賃金しかもらえないことから、労働意欲は湧かず、企業を活性化させることができなかった。1950年、60年代のように、製品生産の量で勝負する時代はまだそれでも良かったが、70年代以降になると商品の多様化、急速なコンピュータ化など飛躍的な技術革新が進む西側諸国に、社会主義諸国は大きく水をあけられた。技術の立ち遅れは経済力に反映し、80年代に入って、社会主義諸国は経済的に破綻してしまった。

こうして旧社会主義諸国の経済改革の最大目標は、破綻した国民経済を回復させ、少しでも西側諸国に追いつくことである。そのためには各企業を活性化させ、技術レベルを大幅にアップさせることが必要となる。大部分の企業が国有である旧社会主義諸国では、硬直化した国有企業を活性化するために、私有化（民営化）させることが共通の課題となつた。日本の国鉄と同様の問題を国民経済レベルで解決しなければならなかつたのである。

机上の議論で、国営企業を私有化するとのプランを立てるのは簡単であるが、実際に私有化させる際には様々な困難にぶちあたる。日本の国鉄の民営化にどれだけの年月がかかったのかを想起してみればよい。NTTの分割は未だに実行されていない。私有化には様々な権益がかかわるからである。また法的に企業が私有化されたとしても、そこに働く従業員が一夜にして頭をきりかえることは不可能に近い。人間の価値観はそう簡単に変わらないのである。

日本や英國では、数社の民営化に何年もかかっているのに、旧社会主義諸国はほぼ全企業を私有化（民営化）しなければならない。私有化が改革の最大の課題となるのはそのためである。

実際にハンガリーは、私有化にいち早く着手したにもかかわらず、現在でも遅々として進んでいない。ポーランドも議論は百家争鳴だが、実際には道

半ばである。チェコでは株式と交換できるクーポンを配って一気に私有化を推進したが、法的に私有化された企業は、実際には大きな変化もなくリストラもできずやはり道半ばの状態にある、という。そしてロシアでは、法的にも実際の私有化もどうも明瞭な方向性が見受けられず、実際に見聞しても混乱しているとの印象がぬぐえない。

次節でロシアの私有化の概略と問題点を検討したい。

(担当 濱)

II. フィリピンの建設産業

フィリピンは、政情が安定したこと等を背景に最近経済の改善が著しく、大きな経済の転換期を迎えている。しかし、その一方で電力、道路、港湾設備等のインフラ整備はまだまだ不十分で、今後一層の推進が必要とされている。

そこで、今回はインフラ整備の担い手である建設産業の状況とインフラ整備の取り組み方について簡単にその概要を紹介してみたい。

(1) 建設市場規模

フィリピンの1993年の建設投資総額は、1,458億ペソ（1ペソ=4円、5,832億円）で、名目国内総生産（GDP）に占める割合は10.6%となっている。これは、日本の市場規模の1%弱で、現状は非常に小さいマーケットであるといえる。

一方、建設投資の状況を官民別にみてみると、政府の建設投資額は年々、増加の傾向にあるが、民間投資額は日本のバブル経済期に最高に達しその後は減少している。このため、政府の投資額比率は40%を超えており、公共事業の経済に及ぼす影響は極めて大きい。

また、建設業の名目付加価値額は、1993年で786億ペソ（3,144億円）で、全体に占める割合は5.39%となっている。これも、日本と比べた場合、日本の約半分となっている。

しかし、フィリピンの経済発展のバックボーンであるインフラ整備の最先端を担うフィリピンの建設業の成長はめざましく、92~93年の産業別成長率を見ると建設業が15.6%（名目）と最も大きい成長をとげており、現在のフィリピン経済の好況の牽引車としての役割を果たしていると言える。

- ・既存インフラ施設に対するメンテナンス、リハビリの励行を行う
- ・相対的に立ち遅れている地域へのインフラの強化を行う
- ・法改正による競争原理の導入を行う

(5) B O T 方式導入の動き

(4) で述べたインフラ整備において、その整備資金の中心となるのは、ODA等外国からの無償援助や借款が大きな割合を占めているが、最近の動きとして注目されるものに、B O T 方式によるインフラ整備の動きがある。

B O T 方式とは、従来国や自治体といった行政が責任を持って整備すべき発電所、高速道路、空港、鉄道、港湾等公共性の高いインフラを、民間が資金の調達から建設（BUILD）までを行い一定期間の営業権を得て運営（OPERATE）し、資金の回収を行った後行政側に施設を返還（TRANSFER）する方式を言う。

フィリピンでは、今までに15の発電所がB O T 方式で建設され運営されており、現在でも20数カ所の発電所等がB O T 方式で計画され実施段階に入っている。

今までフィリピンではB O T 方式と言えば発電所が中心であったが、今後は高速道路、空港、鉄道といった分野に広がっていくのではないかと考えられている。

(担当 濑戸)

III. 円高及び阪神大震災の建設経済への影響

当研究所では建設経済モデルによる建設経済及びマクロ経済の予測を行っているが、ここでは、円高及び阪神大震災が建設経済に及ぼす影響の試算結果を紹介する。

◆はじめに

当レポートは、「建設経済モデル」を用い、1994年10～12月期のQE（四半期別国民所得統計速報）を踏まえて予測した1994～96年度四半期別の建設経済及びマクロ経済の予測結果（概要）である。

今回は、95年度の対ドル円レートについて90円の場合を基本モデルとしてシミュレーションするとともに、1ドル＝80円の場合及び震災の影響についても併せて試算を行った。

◆前提条件

- 95年度の公的固定資本形成は、震災復興の投資効果により堅調に推移。

95年度の公的固定資本形成は、当初予算ベースの伸びに、復興投資分を上乗せし、実質3%台の伸びとしている。

公的固定資本形成のうち震災復興投資分は、95年度は名目1.9兆円、96年度は1.1兆円と想定している。

- 96年度まで5.5兆円の所得税・住民税減税を継続

今回の予測では、昨年9月に決定した連立与党の税制改革大綱—①95年度以降の減税は、制度改正による恒久減税3.5兆円と定率減税2兆円を合わせた5.5兆円、②定率減税は96年度まで継続、③消費税率は97年度から5%とする内容を前提条件とした。

- 円高90円程度に収斂

円相場は、米国における追加利上げ観測の後退・日本の実質金利高や欧州通貨不安を反映して市場最高値を更新している。当面は、日米欧各国の協調体制の強さを試しながら落ち着きどころを探る展開となろう。

これまで大幅な伸びを示してきた分譲に息切れ感が見えはじめるが、全体では前年度比で実質 3.5%増と伸びを示し、建設投資の下支え役となる。しかし、ストック調整の続く民間非住宅投資（民間非住宅建築+民間土木）は前年度比で実質 $\Delta 17.5\%$ となる。また、阪神大震災の建設投資への影響は工事の中止・延期等による $\Delta 0.1\%$ が見込まれる。その結果、建設投資全体では前年度比で実質 $\Delta 5.4\%$ とマイナス傾向が続く。

95年度は、政府建設投資が復興投資等により前年度比で実質 2.2%となるが、前年度まで好調であった民間住宅投資は前年度比で 3 年ぶりにマイナスに転じるが、減少幅は復興投資の効果で小さく $\Delta 2.5\%$ となる。民間非住宅投資は設備投資のストック調整の進展及び企業収益の改善並びに復興投資により、前年度比で実質 1.9%と 5 年ぶりにプラスに転換する見通しで、建設投資全体でも前年度比で実質 0.7%（名目 1.2%）増とようやくでプラスに転じそうだ。

③住宅着工戸数の推移…95年度も 150万戸台を維持

2 年連続で増加した住宅着工戸数は、94年度も 156.7 万戸と高水準で推移し 3 年連続プラスとなった。しかし、94年度 7 ~ 9 月期以降は頭打ちの様相を見せ始めた。10~12月期は前年同期比プラスで推移したが、1~3 月期から 36 万 7,100 戸、前年同期比では $\Delta 0.9\%$ とマイナスに転じる。95 年度は 4 年ぶりにマイナスに転じるが復興投資の効果もあり 150 万戸台の水準を保つだろう。

◆ 1 ドル = 80 円を想定した場合の試算結果

（円高は建設経済にプラス効果・マクロ経済にマイナス効果）

1 ドル = 80 円を想定すると、95 年度の実質建設投資は 1 ドル = 90 円の場合より 0.2% 増加し 0.9% となる。政府建設投資は円高による物価の下落により実質投資額は 1 ドル = 90 円の場合よりも 0.5% 増加し 2.7% となる。民間住宅投資も資材価格等の下落による住宅価格の低下及び低金利を反映して 1 ドル = 90 円の場合よりも 0.5% 増加し $\Delta 2.0\%$ となる。しかし、民間非住宅投資は企業収益の落ち込みを反映して 1 ドル = 90 円の場合よりも 0.9% 減少し 0.8% となる。名目建設投資額では建設資材の下落により建設コストが低下するため、82兆 1,205 億円となり 1 ドル = 90 円の場合（82兆 4,794 億円）よりも減少する。

95 年度の実質 G D P は 1 ドル = 90 の場合よりも 0.5% 減少し 1.6% とな

る。公的固定資本形成は円高による物価の下落により実質投資額は 1 ドル = 90 円の場合よりも 0.3% 増加し 3.5% となる。民間最終消費支出及び民間住宅投資も物価下落・低金利を反映して微増するが、民間設備投資は企業収益の悪化及び投資の海外への流出により 0.1% 減少し 5.4% となる。しかし、円高（1 ドル = 80 円）の法人企業経常利益にたいする影響は △3% 弱であり、民間設備投資の減少は微減にとどまるだろう。実質 G D P に最もマイナス効果を与えるのは純輸出の減少である。

◆震災が無かった場合を想定した場合の試算結果

(震災は建設経済・マクロ経済にプラス効果)

震災が無かった場合を想定すると、94年度の実質建設投資は工事の中止・延期は無かったと考えられ、震災後のモデルよりも 0.1% 増加し△5.3% となる。

95年度の実質建設投資は震災後のモデルよりも 4.1% ポイント減少し△3.4% となる。政府建設投資は震災復興投資を 1 兆 8 千億円を見込む現状よりも 4.8% ポイント減少し△2.6% となる。民間住宅投資、民間非住宅投資も震災復興投資をそれぞれ 6,220 億円、9,325 億円を見込む現状よりも 2.3 % ポイント、5.1 % ポイント減少しそれぞれ△4.8%、△3.2% となる。

名目建設投資額でも 79 兆 1,269 億円となり震災後のモデル（82 兆 4,794 億円）よりも減少する。

94年度の実質 G D P は震災後のモデルよりも 0.3% 増加し 1.3% となるが、これは実際には震災により、民間最終消費支出が大幅に落ち込んだためである。

95年度の実質 G D P は震災後のモデルよりも 0.8% ポイント減少し 1.3% となる。公的固定資本形成、民間設備投資、民間住宅投資、民間最終消費支出とともに震災後のモデルよりも減少する。特に減少幅が大きいのは公的固定資本形成であり 4.5% ポイント減少し△1.3% となる。

(担当 森川)

(95年度対前年度伸び率、%)

	震災を考慮 (1\$=90円)	震災を考慮 (1\$=80円)	震災を考慮せず (1\$=90円)
実質建設投資	0.7	0.9	-3.4
実質政府建設投資	2.2	2.7	-2.6
実質民間住宅投資	-2.5	-2.0	-4.8
実質民間非住宅投資	1.9	0.8	-3.2
名目建設投資額(億円)	824,794	821,205	791,269
実質GDP	2.1	1.6	1.3
実質公的固定資本形成	3.2	3.5	-1.3
実質民間設備投資	5.5	5.4	3.9
実質民間住宅投資	-2.6	-2.1	-4.7
実質民間最終消費支出	3.1	3.1	2.7

IV. 米国 の 雜誌 か ら

米国の雑誌である E N R の中で興味深い記事の概要を報告する。

ルイジアナの裁判所はセットアサイド法について、マイノリティ企業を人種による理由から公正な入札から区別することは州憲法に違反するという判決を下した。マイノリティ企業はこうした動きが各地に広がることを恐れている。

ルイジアナ建設業協会 (Louisiana Associated General Contractors Inc)は昨年セットアサイド法を提訴し、このたび 120万ドルの病院の改修工事を公開競争にするという判決をかち取った。判決の理由はマイノリティ企業に公共工事の一部を確保するというセットアサイド法は、人種、信教によって差別されないとする州憲法に違反するということである。現在その割合は工事契約額の10~30%で適用されている。

この法を州憲法違反であるとしてすることで、セットアサイドやそれを目的とした契約方法を批判する側は優勢となり、それによって他の州にも影響を与えることが予想される。カリフォルニア、ペンシルベニア、オレゴン、ワシントン、テキサスなどの州で人種差別の考えに基づいた契約方法の禁止をしようとする動きがある。

これに対し、全米マイノリティ建設業協会 (National Asssociation of Minority Contractos)は全米に広がっているこうした動きを懸念し、ルイジアナでの上訴を考えている。

(E N R May 8, 1995)

ペンシルベニアの裁判所は、某C M会社が52万5千ドルでC M業務を交渉によって受注したことについて、1万ドルを超える建設工事等の契約については競争入札とする州法に違反しないとする判決を下した。ここでのC M業務は着工前の段階から竣工まで設計者、施工者をコーディネートするものであり、施工には関わらないものである。

初級審ではこの契約についてペンシルバニアの裁判所が入札の対象外としてきた専門的な技術の提供にあたると結論づけ、これを合法とした。また、

C Mについての規定はないともふれている。それに対し、第二審ではこれに反対の立場をとった。

最終的に州の最高裁判所では専門的なノウハウが必要とされる公共調達契約については、通常の競争入札とは異なるという見解をとった。この判断をアメリカの C M 協会は非常に評価している。

(E N R May 1, 1995)

(担当 瀬良)

V. 米国事務所から

今月の米国事務所からは、法案審議の状況について、“Contract with America”よりレポートする。

— 法案審議の状況 —

1. 財政責任法案：財政均衡化憲法修正案と項目別拒否権

● 財政均衡化憲法修正案

財政均衡化憲法修正案は賛成 300、反対 132で下院で成立したものの、上院では賛成65、反対35で $\frac{2}{3}$ に達せず否決された。上院、下院、それぞれ $\frac{2}{3}$ 以上が修正案提出に必要とされる。そしてこの後は、州の $\frac{3}{4}$ （38州）以上の批准が必要になる。この修正案は2002年か、あるいは批准後2年経過後の、いずれか遅い方の年までに連邦予算の均衡化を求めるものである。民主、共和両党とも財政均衡化を支持しているが、赤字削減を急激に実行することは、一方で多くのアメリカ人が依存している連邦政策の急激な削減が不可避であることを意味し、国民に大きな影響を与える。財政的、政治的な混乱が大きいのである。

33人の民主党議員は修正法案に反対したが、この中には、昨年の法案を支持した6人も含んでいる。数人の民主党議員は、社会保障基金を例外にすれば修正案に賛成すると語った。一方、共和党は、特定の連邦プログラムは憲法に規定する問題ではないと反対した。ボブ・ドール上院議員（多数党院内総務）は修正に必要な票を集め、今年中には修正案を上院本会議に再び上程すると宣言している。

● 項目別拒否権

項目別拒否権は大統領に歳出予算法案のうちの個別歳出予算や特定の減税についての拒否権を与えるものである。下院の項目別拒否権の提案のもとでは、大統領が拒否した項目は、これに対して議会の上下両院の $\frac{2}{3}$ 以上の賛成をもって覆さなければ、そのまま効力を発する。

上院の提案では、歳出予算法案は現行手続を踏んで議会で成立することに

なるが、歳出予算中の支出項目は個別の法案として大統領に回付され、そこで大統領は拒否権を発することができる。

民主、共和党ともそれぞれ、項目別拒否権を支持しているものの、両院の案は内容においてかなりの相違があり、妥協が難しいものとなっている。また、共和党主導の議会では民主党の大統領に項目別拒否権というパワーを与えることの躊躇もある。

2. 犯罪防止強化法案

下院は6つの犯罪防止法案を成立させた。上院は犯罪防止立法に関する公聴会を開いた。下院で成立した法案は、先の議会で成立した犯罪法の修正をもとめる内容となっている。つまり州に犯罪防止策の権限をより広範に与えようというものである。

さらに明確にいえば、この法案は州に警官の採用、犯罪発生の減少、治安の改善のために包括的な補助金を与えるものであり、刑務所建設資金の増加、外国人犯罪者の国外追放措置の合理化も含んでいる。犯罪被害者補償制度の充実がなされる。刑事裁判の手続に様々な規制が加えられる。

上院において、民主党は犯罪法の修正には抵抗するであろう。なぜならば、共和党提案は昨年成立した犯罪法を乱し、また予算を犯罪防止策から刑務所建設に転用することを恐れているからである。しかし、犯罪防止強化法案にはいくつかの両党共通の支持があるのも事実で、それ故、共和党提案の犯罪防止強化法案の成立には共和党の上院民主党に対する戦略と提案のどの部分を選択するかによるところ大である。

銃に関する規制法案は延期された。なぜならばこの問題は極めて論議の多い問題であるからである。より特定して言えば、半自動小銃の禁止をめぐる議論が多いからである。下院、上院の共和党のリーダーはこの銃禁止措置の撤回を求めているが、クリントン大統領は銃規制を強く推し進めており、禁止撤回を求めるいかなる法案にも拒否権を発すると言ってきた。共和党院内総務のドール上院議員は禁止撤回の行動をとることを約束してきたが、一方で、他の犯罪法案に付帯したならば、その付帯法案の成立が危ぶまれるといったことも出てくる。

3. 個人責任強化法案：福祉

福祉改革法案は下院で成立した。上院は公聴会を開催したものの、法案を検討したり修正を行うための議事のスケジュールは立っていない。

下院法案は、いくつかの連邦プログラムを州に対する5つの大きな一括補助プログラムに代えるというものである。州は、現金扶助、児童福祉、子供の養育保護、学校給食、妊婦・幼児に対する栄養プログラムを管理することになる。

上院では、共和党はその補助金一括法案を支持しているが、民主党は反対している。

4. 家族強化法案：家族と子供

いくつかの法案は下院で成立した。この中には老人の扶養や在宅看護に対しての減税措置や子供や未成年に対して犯した性的犯罪の処罰強化を含んでいる。

5. アメリカンドリーム復活法案：中間層の減税措置

下院で成立し、上院で審議中である。中間所得層の減税としては子供のいる家庭に対する税金の還付を与える。他に、「結婚ペナルティ」の廃止、個人退職積立プランの拡大がある。これらの提案は財政赤字のこの時期に減税を行うのである。子供のいる家庭の減税は約1,049億ドル、「結婚ペナルティ」の廃止は82億ドルが見込まれる。個人退職積立プランによる税の免税に50億ドルが見込まれている。しかしながら、子供のいる家庭の税金還付のみが明らかな対立点となっており、あとは両党とも合意に達するであろう。

6. 国家安全保障修正法案：防衛

下院は新しい安全保障法案を通過させたが、上院においては今のところ審議はされていない。多くの平和維持部隊の規定が上程されており可決される見通しは極めて高い。下院法案と上院法案は明らかに相違があるが、妥協は困難ではなさそうである。

7. 高齢者公正待遇法案：社会保障

下院は、社会保障税をより低率とし、高齢者に社会保障の恩恵を受ける権利を喪失させることなくより多くの収入を得られることとし、そしてメディ

ケイドコストの上昇を抑えることを内容とする法案を成立させた。

現行法では11,160ドル以上の年収の高齢者は社会保障の恩恵が少なくなってしまうが、下院法案では2000年までに、この額を現行のほぼ3倍の30,000ドルまで引き上げるというものである。

この法案は、減税によって連邦政府に対し大きな支出を強いることになるため、上院では多分大きな修正が加えられるであろう。

8. 雇用創出、給与所得増加法案

春の休会前に下院において減税法案が成立した。上院の審議は春の休会後に行われる。

● ビジネスに関する税金

1) キャピタルゲイン税

キャピタルゲイン税は下院の法案では、法人に対する最高率のキャピタルゲイン税は35%から25%に引き下げられ、個人に対する税率も28%から19.8%に引き下げられる。

キャピタルゲイン税が高率なことで法人、個人とも所有資産の売却を控える傾向になっているが、共和党は資産売却を勧めることで、投資や技術革新を刺激し経済成長が期待できるとしている。一方、民主党は、この措置は富める者に対する税優遇に他ならないと反対の立場である。

2) 減価償却の促進

3) 企業選択最小税

4) 中小企業の控除

会社は新しい設備投資に要した費用が17,500ドルまでは控除ができるが、下院法案ではこの額は2倍になり、1999年までに徐々に35,000ドルまで引き上げられる。

● (連邦) 負担を伴わない委任事務

これは、第104議会100日間に大統領も署名して法律となった2つのうちの1つである（もう1つは、第一項目の財政責任関係立法の下での議会責任法である）。

負担を伴わない委任事務法は、連邦政府が州や地方自治体に対して費用負担することなく経費のかかる規制事務を委任することをより困難にするものである。同法の下では、ある委任事務を両院がそれぞれ過半数の多数で

採決後、議会予算室が、当該事務委任が州または地方自治体に対しては年間5,000万ドル超、および民間部門に対しては1億ドル以上の負担を伴うものであるか否かを判定しなければならない。その後、連邦は負担決定をするか、又は負担を伴わない委任事務である旨を国民に明確にした上で止むを得ないものであることを多数決によって認めるか、いずれかの道をとらなければならない。しかし、この手続きは、憲法上の権利、緊急措置、反差別、および国家安全保障に関する法律については適用されない。

● 私的所有権

下院は、土地所有者はある一定の条件の下では、政府の規制行為により所有地の価値に損失を受けた場合には補償されなければならないとする法案を通過させた。現行制度では私的財産は正当な補償の下に収用使用できることとなっているが、通常は、買収の場合のみ補償されるというのが実態である。両院の法案とも、土地の価値の減少、および土地買収のいずれの場合においても正当な補償がなされなければならないと規定している。

9. 常識法制改革法案

下院は製造物責任に関する訴訟を再構築するため3つの法案を成立させた。1つは現行の懲罰的損害賠償に対して一定の制限を加え、また医療過誤訴訟に制約を加えようというものである。2つ目は「敗者訴訟費用支払い」法案、これは根拠のないいがかり的な訴訟を抑制するというもので、訴訟で負けたものは相手側の訴訟費用まで負担させようというものである。3つ目は企業の株価が低下したときに、投資家が企業を相手取って訴えることを困難にするというもの。

10. 議員任期の制限

「アメリカ国民との契約」は議員任期の制限を支持していたが、この法案は共和党長老議員が民主党議員と一緒にになって反対したため、結局下院では成立しなかった。

まとめ

第104議会の最初の100日間は、ジョンソン大統領の1965年当初の「偉大なるアメリカ社会」以来のアメリカ立法措置のなかで最も注目されている。

しかし、その経過を見るかぎり、ほとんどシンボリックなものである。ギングリッジ上院議員自身、この「アメリカ国民との契約」をアメリカがもつ病める部分を治癒することが中心でなく、変化が可能であることを示すことが目的であると語っているからである。

「契約」は国民世論をベースにしているが、そして民主党が今までふれようとはしなかった社会福祉改革についても大胆に提言している。「契約」はより小さな、効率的な、信頼できる政府を作るための最初のステップであるとしている。一方、民主党は諸々の減税や予算カットは弱者切り捨て、強者優遇、中産所得者階層に考慮しない政策であるとしてこの「契約」に反対している。

実際のところ、この「契約」が政府あるいは社会にどんな影響を与えるか明確になるまでは時間がかかるであろう。上院は下院以上に審議に時間がかかるであろうし、この「契約」に関して何らの約束も行っていない故、結局、かなりの法案に修正が加えられるであろう。

もし下院と上院の法案が違っているならば、妥協案作成でまた時間がかかり、仮に下院と上院で妥協が成立したとしても大統領の拒否権が待ちかまえている。そして大統領の拒否権を覆す議会での $\frac{2}{3}$ 以上の多数を獲得することは難しい。以上のことより、この「アメリカ国民との契約」はその実行を求めるというよりも、多分に政治的宣伝効果を狙ったものであると言えよう。